

# 三次市新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

## 第1章 市行動計画について

### 1 市行動計画改定の趣旨

- 特措法に基づき、感染症危機に際して迅速に対処するため、平時の備えや有事の対策の内容を示した計画として、平成26年に策定しました。
- 今般、新型コロナ対応で明らかとなった課題等を踏まえ、令和7年に改定された広島県行動計画を基本として、市行動計画を全面改定します。

### 2 基本理念

- **新型インフルエンザ等が発生しても、全ての市民が安心して暮らすことができる社会を実現します。**
  - ・ 新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染危機に対応できる平時からの体制作りが充実しています。
  - ・ 感染症危機に当たっては、市民の理解・協力を得て、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、市民生活及び社会経済活動への影響が軽減されています。
  - ・ 感染症危機に際しても、偏見・差別及び社会の分断が生じないよう、基本的人権が尊重されています。

### 3 市行動計画改定の基本

○ 新型コロナ対応等における3つの主な課題

課題	内容
(1) 平時の備えの不足	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 主に新型インフルエンザを想定</li><li>・ 医療・検査体制の立上げ</li><li>・ 都道府県等との連携の課題 等</li></ul>
(2) 状況変化への対応の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 複数の波への対応と長期化</li><li>・ 対策の切替えのタイミング</li><li>・ 社会経済活動とのバランス等</li></ul>
(3) 情報発信の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 科学的根拠に基づく情報発信</li><li>・ 対策（行動制限）の意図の伝達</li><li>・ 感染症に係る偏見差別の発生等</li></ul>

### 改定のポイント

- 平時の準備の充実**
  - ・ 幅広い呼吸器感染症を想定
  - ・ 県と医療機関との協定による医療・検査体制の確保
  - ・ 定期的な訓練による不断の点検・改善
- 対策項目の拡充や対策の切替え**
  - ・ 中長期的に複数の波が来ることを想定
  - ・ 感染拡大・社会経済活動のバランスを踏まえた柔軟かつ機動的な切替え
  - ・ 対策項目を8項目に整理
- リスクコミュニケーションの強化**
  - ・ 科学的根拠に基づく情報提供 ・ 偏見・差別の防止
  - ・ 双方向のコミュニケーション
  - ・ デジタル化の推進

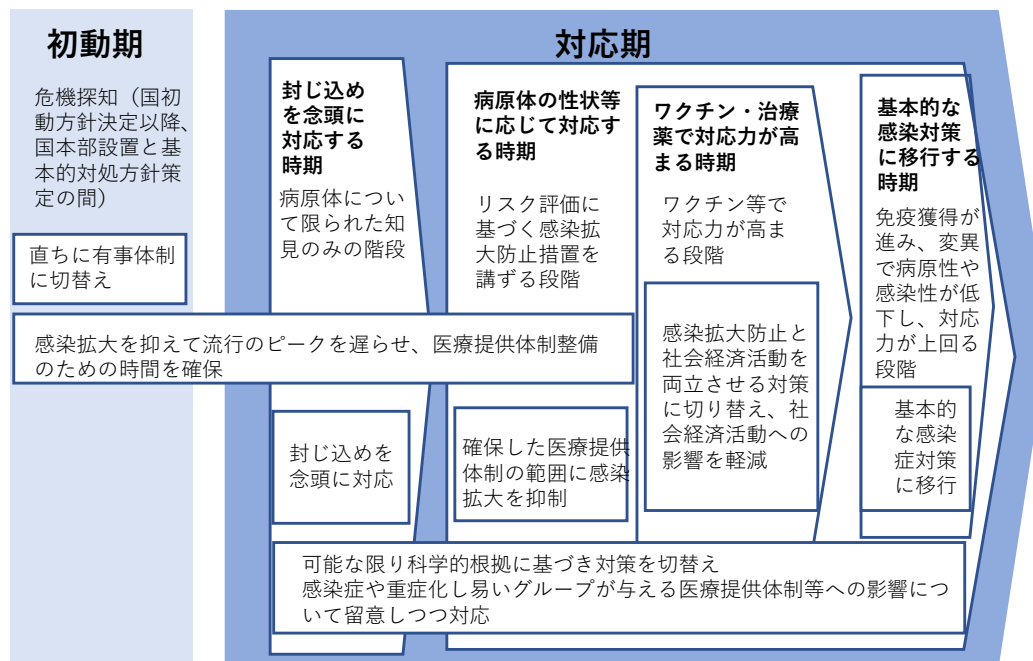
## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

主体	役割
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンや治療薬の早期開発や確保</li> <li>政府一体となった取組を総合的に推進</li> <li>基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本的対処方針に基づき、対策を総合的に推進</li> <li>感染症法・特措法に基づく措置の実施主体</li> <li>連携協議会を通じて、関係者が一体となって取組を実施</li> </ul>
三次市	<ul style="list-style-type: none"> <li>県や近隣市町と連携</li> <li>住民に対するワクチンの接種</li> <li>住民の生活支援、要配慮者への支援</li> <li>公有施設等における感染防止対策</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康被害を最小限にとどめる</li> <li>研修訓練、感染症対策物資を確保</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生前から、個人レベルでの感染対策を実施</li> <li>発生時は、感染拡大を抑える個人レベルでの対策を実施</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生前から、職場における感染対策を実施</li> <li>発生時、多数が集う事業で感染拡大防止を徹底</li> </ul>

### 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

平時の準備を基盤として、有事には適切なタイミングで対策を切り替える。



#### 準備期（平時）において整備する基盤

行うべき対策の関係者間での共有とその準備の整理

関係者や市民への普及啓発と訓練等による不断の点検・改善

感染症法等に基づく県と関係機関との協定の締結による  
感染症発生時の医療・検査体制の確保

## 第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### ①実施体制

目標：平時から関係機関が緊密に連携し、有事には迅速に対策本部を設置して対応する

#### 【準備期】

- 三次市感染症対策連絡会議を設置し、平時から情報共有・連携体制を確保
- 実践的な訓練の実施

#### 【初動期・対応期】

- 三次市新型インフルエンザ等対策本部の設置
- 市対処方針を策定し、全庁体制で対応
- 6つの班体制

### ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

目標：科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供し、市民等が適切に判断・行動できるように支援する

#### 【準備期】

- 情報提供体制の整備
- 偏見・差別の防止に向けた啓発

#### 【初動期・対応期】

- 双方向のコミュニケーションの実施
- 高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての対象者に情報が届くよう配慮

### ③まん延防止

目標：治療を要する患者数を医療提供体制の対応可能な範囲内に収めるため、感染拡大速度やピークを抑制する

#### 【準備期】

- まん延防止対策の準備

#### 【初動期・対応期】

- 不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等を状況に応じて実施
- 対策の効果と影響を総合的に勘案し、機動的に見直し
- 病原体の性状（病原性・感染性）に応じた柔軟な対応

### 第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### ④ ワクチン

目標：個人の感染・重症化を防ぐとともに、重症者数等の抑制により、医療の対応可能な範囲に収める

##### 【準備期】

- 接種の具体的な体制や実施方法を準備
- 医療機関、事業者、関係団体等との連携体制構築
- 接種に必要な資材の確保方法等の確認

##### 【初動期・対応期】

- 国・県の方針を踏まえつつ、新たな知見に基づき柔軟に運用

#### ⑤ 医療

目標：感染症医療と通常医療のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続し、健康被害を最小限にとどめる

##### 【準備期】

- 県と医療機関との医療措置協定締結により、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、広報支援、医療人材の派遣、検査能力の確保、宿泊療養施設の確保等の医療提供体制を整備
- 移送体制の整備
- 県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民に周知

##### 【初動期・対応期】

- 相談センターの整備
- 医療措置協定に基づく医療提供体制の構築

### 第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### ⑥保健

目標：感染症危機時の中核として、市民の生活・健康を守る

##### 【準備期】

- 県からの協力要請に備える

##### 【対応期】

- 県等からの応援派遣要請に基づき、準備期に構築した体制に基づく職員派遣を遅滞なく行う

#### ⑦物資

目標：感染症対策物資等の不足による医療・検査等の滞りを防ぐ

##### 【準備期】

- 感染症対策物資等を備蓄
- 事業者や市民に対し、マスクや消毒液等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を勧奨

##### 【対応期】

- 需給状況を把握し、不足が懸念される場合は国・県と連携し確保する

#### ⑧市民生活・市民経済の安定の確保

目標：市民生活・社会経済活動の安定を確保する

##### 【準備期】

- 事業者や市民等に必要な準備を勧奨
- 支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し適切な仕組みを整備
- 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等の確保

##### 【初動期・対応期】

- 心身への影響に関する施策
- 要配慮者への支援
- 教育及び学びの継続
- 生活関連物資等の価格の安定
- 事業継続支援